

2018年DTCC・AE86ワンメイクレース特別規則

公 示

第1章 総 則



2018年DTCC・AE86ワンメイクレースは本競技大会特別規則書ならびに下記のレース車両規定に従って開催される。

- DTCC AE86ワンメイクレース(DT1、DT2、DT3、N+)車両規定

第1条 競技会の名称

2018年 DTCC・AE86ワンメイクレース

第2条 競技種目

四輪自動車によるレースならびにタイムトライアル

第3条 開催日および開催場所

3.1)開催日

- ・第1戦 5月 6日(日)
- ・第2戦 6月17日(日)
- ・第3戦 9月 9日(日)
- ・第4戦 10月21日(日)

3.2)開催場所

十勝スピードウェイ(クラブマンコース)
北海道河西郡更別字弘和477番地
Tel 0155-52-3910 / Fax 0155-53-3366



第4条 主催・運営、及び大会役員

本競技会の主催団体は、DTCCライセンスを取得・保持しているメンバーで構成されるDTCC選手会とする。
本競技会の運営は、DTCC選手会より選出されたメンバーで構成される大会事務局(DTCC事務局)とする。
大会役員は各大会のプログラムもしくは、ドライバーズブリーフィングにて示す。



第5条 参加車両

本競技会に参加が認められる車両は特別規則並びに車両規定に準ずる車両。

DTCC AE86ワンメイクレース

- DT1: DT1クラス (過去公式記録においてCMコース1分32秒台以下の車両とドライバー)
- DT2: DT2クラス (公式記録がない、もしくは過去公式記録においてCMコース1分33秒以上の車両とドライバー)
- DT3: DT3クラス
- N+: N+クラス

※参加者が北海道外の遠征車両と遠征ドライバーの場合は、他サーキットのタイムを参考に、大会事務局が認めた場合、初参戦よりDT1クラスに参戦できる。

第6条 レース区分・クラス区分レース周回数

レース区分	クラス区分	周回数
DTCC	DT1・DT2・DT3・N+	12周

第2章 参加者

第1条 参加者

- 1.1) 参加者は有効なDTCCライセンス及び運転免許証を所持する者でなければならない。ただしドライバーが参加者を兼任する場合はその限りではない。
- 1.2)ピットクルーの指名登録
参加者は、本規則の定められた資格を有するドライバー、ピットクルーの指名登録を行い参加料を納入して期日内に参加申し込みの手続きを行わなければならない。
- 1.3)ピットクルーならびにゲストに対する義務と責任
参加者は自分が指名したドライバー、その他チームのピットクルーならびにゲストに対して、諸規則の厳守と安全の確保の義務があり、最終的責任を負わなければならない。また、ドライバー、ピットクルーならびにゲストも同様にそれぞれの責任を負うものとする。
- 1.4)競技出場の義務
参加が正式に受理された参加者は、車両規則に従って完全に整備し、必ず競技会に出場するものとする。
- 1.5)参加の取り直し
参加者は、参加申し込み後の参加取り直しを行う場合には、理由を付した書面を大会事務局宛てに提出せねならず、また締め切り以降の取り直しには参加料の返却は行わない。



第2条 ドライバー

2.1)参加資格

すべてのドライバーは有効な運転免許証を所持しDTCCライセンスを有している事。
DTCC団体のスポーツ安全保険に加入している事を義務付ける。
※DTCCによる所定の講習を受講する事によって発給されるライセンスをDTCCライセンスという。



第3条 ピットクルー(メカニック)

- 3.1)本競技会に参加されるピットクルーは参加者によって指名登録され、登録手続きされた者でなければならない。
指名登録されたピットクルーはDTCC団体のスポーツ安全保険に加入している事を義務付ける。
- 3.2)ピットクルーの登録はピット責任者を含み5名までとする。
- 3.3)車両のメンテナンスにあたる者は作業に適した衣服を着用しなければならない。

第5章 レース車両に関する統一安全規定および参加車両規定

車両の改造および付加物の取り付け等によりDTCC技術委員長及び代理人が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

※この規定は、すべて安全確保の見地からである。

第1条 配管類

燃料ホース(配管)及びオイル、ブレーキ配管などは、外部から損傷を受けぬよう(飛石、腐蝕機械的損傷)すべてを考慮し保護策をとらねばならない。また、室内には絶対に火災及び損傷を発生させない配慮をすること。

第2条 安全ベルト

安全ベルトを座席やその支持体に固定することは禁止される。

フルハーネス式の4点式以上を装備する事。※幅3インチ以上でFIA基準8853/98、8854/98に合致した機能を有するものが望ましい。

第3条 消火装置—消火系統

全ての車両は手動消火装置を装備する事が義務付けられる。

3. 1)取り付け

消火器の取り付けは、クラッシュ時を考慮し、強いGがいかない方向に加えられても耐えられるように取り付けなければならない。取り付け方向は車両の前後方向中心線に対し直角に近い状態で取り付けるのが望ましい。(リベット留めは禁止される)

3. 2)消火剤の最小容量

1kg以上。
※ただしFIAが公認した2kg以上の消火装置が望ましい。

3. 3)取り付け場所、取り外し

消火器はドライバー等が着座した状態で容易に取り外せる位置に取り付けられなければならない。なおかつ助手席側からも容易に取り外せること。

第4条 ロールケージ

全ての車両は6点型ロールケージを装備する事が義務付けられる。

4. 1)定義

4. 1. 1) ロールケージ

メインロールバーとフロントロールバー、それらを連結する部材、および2本のリアストラットから成るフレーム構造を6点型ロールケージという。

4. 1. 2) 材質について

スチール製 外形35mm以上。

ただし冷間仕上炭素鋼(冷間引抜SS45C以上)で外形40mm厚さ2mm、または外形38mm厚さ2.5mmを有する事を強く推奨する。

4. 1. 3) ドアバー

車両の運転席側及び助手席側に取り付ける事を強く推奨される。

第5条 オイルキャッチ装置

オイルがコースに流出することを防ぐための確実な装置を取り付ける事。
※オイルキャッチタンクを使用する場合容積が2リッター以上であること。

第6条 牽引用穴あきブラケット



すべて車両は全ての競技に際し、穴開きブラケット、もしくはトーイングストラップタイプの牽引フックを前後に備えなければならない。

車両が砂地に停車したときでも使用可能な位置に取り付けられていなければならない。

- ①材質はスチール製でなければならない。
- ②最小内径:50mm
- ③黄色、オレンジ、あるいは赤色に塗装されている事。

第7条 ドライバーの装備品

7. 1) 装備品の種類

- ①競技用ヘルメット ○
- ②レーシングスーツ (耐火炎レーシングスーツ) ○
- ③アンダーウェア (耐火炎アンダーウェア) ○
- ④バラクラバ (耐火炎バラクラバ) ○
- ⑤レーシングシューズ (耐火炎レーシングシューズ) ○
- ⑥レーシンググローブ (耐火炎レーシンググローブ) ○



- ⑦ハンス (頭部および頸部の保護装置のFHRシステム) ○
- ※○装着義務 ○装着推奨 装備品はFIA公認製品が望ましい

第8条 ネット

ネットを取り付ける場合は、ロールゲージに取り付けて使用することを推奨する。

帯の最小幅：19mm

網目の最小寸法：25×25mm

網目の最大寸法：60×60mm

範囲：ステアリングホイール中心より後方のフロントサイドウィンドウを覆うものとする。

第9条 サーキットブレーカー【主電源回路開閉装置（キルスイッチ）】

9. 1) キルスイッチはすべての電気回路を遮断できるものであり、エンジンを停止することができるものであること。また外部から容易に遮断できる物とする。ただし、DT-3クラスの車両において、純正キーシリンダーのみでエンジン始動操作を行う場合は除外される。
9. 2) キルスイッチの取り付け位置は、フロントウインド支持枠の下方付近に設置する事。ただし、車両の構造上、フロントウインド支持枠の下方付近に設置する事が不可能な場合、センターピラーあるいはクォーターピラーの外部から操作可能な位置に装着する事が許される。
9. 3) キルスイッチは、室内外ともに赤色のスパークを底辺が最小12cmの青色の三角形で囲んだ記号で表示する事。

第10条 トランスポンダー（自動計測器）の装着

10. 1) すべての参加者は主催者が用意したトランスポンダーを車検時までに装着し、予選、決勝レースを通じ保持されなければならない。
10. 2) トランスポンダーの配布は選手受付時に行い、返却については各レース終了後1時間以内とする。万一破損、紛失等した場合、実費が主催者より請求される。

第11条 公式車両検査

11. 1) 公式車両検査は、公式通知されるタイムスケジュールに従って所定の場所で行われる。
11. 2) ドライバーは安全装備品を携帯、もしくは着用して技術委員の点検を受けなければならない。
11. 3) 公式車両検査を受けない車両、検査の結果不相当と判断され、技術委員の改善命令に応じない車両は、競技に出場できない。
11. 4) 公式車両検査を受ける車両は参加者、ドライバー、登録されたメカニックのいずれかが同行しなければならない。
11. 5) 参加者または当該車両のドライバー、メカニックは公式車両検査を受ける際、申告を命ぜられた事項に関して車両申告書に確認の為署名をしなければならない。
11. 6) 公式車両検査に合格した後の車両は、改造してはならない。
11. 7) 技術委員は、車両検査の時間外であっても随時参加車両の検査を行う権限を持ち、この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。
11. 8) 予戦中に車両検査が実施されることもある。この場合、車両検査委員の指示に基づき車検を受けなければならない。これを拒否すると罰則が適用される。

第12条 競技終了後の車両保管と入賞者の車両検査

12. 1) 決勝レースを終了した完走車は競技委員の指示により保管される。保管中の車両は改造したり整備してはならない。
12. 2) 車両保管中の車両の出し入れは競技委員の指示に従わなければならない。
12. 3) 入賞車及び抗議対象車はレース終了後または大会審査委員会の求めに応じて車両検査を受けなければならない。
12. 4) 入賞車及び抗議対象車の車両検査には、本競技会の関係役員以外立ち会う事ができない。
12. 5) 車両検査に応じない車両は失格とされる。

第13条 ウェット宣言

13. 1) 大会本部より『ウェット宣言』が出された場合、最低限の安全を確保する為、競技委員の承認を得るか、または承認を得たタイヤに交換しなくてはならない。
13. 2) 大会本部より『ウェット宣言』が出された場合、走行中、全車尾灯点灯を義務付ける。

**第6章 信号合図及び競技
走行中の遵守事項**

第1条 信号合図

1. 1) 競技中の信号合図は信号機または旗信号によって行われる。
1. 2) 信号機または旗信号に従わないドライバーには罰則が適用される。この違反行為の判定 に対する抗議は受け付けられない。罰則はレース中は、ピットスルーペナルティー又はピットストップペナルティー10秒～60秒とする。レース終了後の場合はレース結果に対して1分加算、1周減算、失格とされる。
※大会審査委員会は状況に応じて罰則を軽減、強化できる。
1. 3) コントロールライン上のフラッグ台で、黒旗、もしくはオレンジポール旗と共に提示された当該競技番号のドライバーは、次の周回(遅くとも3周以内)には自己のピットに停車してオフィシャルの指示に従わなければならない。指示に従わない当該ドライバーは、失格とする。

第2条 走行中のドライバーの遵守事項

走行中のドライバーは次の各項を守らなければならない。

2. 1) ヘルメット及び安全ベルト、レーシングスーツ、グローブ等の確実な着用。
2. 2) 車両は他者を同乗させてならない。
2. 3) コース走行は右回りとし、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。
2. 4) 走行中コントロールを失った車両、走路外に出た車両はトラックに戻る時には、安全を確認した後続車等の妨害にならぬよう注意し戻らなければならない。
2. 5) 競技委員長が認めた場合を除き、ピット並びコース上での押しがけを禁止する。違反した場合は罰則が課せられる。
2. 6) 原則、ピット停止する際は、必ずエンジンを停止する事。
2. 7) いかなる場合を問わず、そのドライバーがコース上に一時的でも車両を放棄した場合、レースを放棄したと見なされリタイヤとする。
2. 8) オイル等の液体を撒き散らす恐れのあるトラブルが発生した場合ピットに戻ろうとはせずに、速やかにコースアウトして安全な場所に停止しなければならない。(なるべくコース右側グリーン)
2. 9) 原則、チェッカー後は減速をして安全にピットインすること。またレース終了後は、原則、全車車両保管場所に移動し、停車する事。

第3条 セーフティーカー

3. 1) 競技長の決定によりレースを非競技化する為にセーフティーカーが使用される場合がある。
3. 2) セーフティーカーは原則、先頭競技車両の前に位置し走行する。ただし先頭車両以外の前に入った場合、セーフティーカーからの指示で追い越して最後尾まで走行できる。
3. 3) セーフティーカーが活動中は競技車両は全コース追い越し禁止である。

第4条 妨害行為

4. 1) 競技中、ドライバーは故意に他の車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに事故が予見できる危険な行為を行ってはならない。
4. 2) 唐突な進路変更、もしくは故意に車両を寄せる事、他のドライバーを妨害するような行為を行ってはならない。
4. 3) 大会期間中いかなる場合においても『危険なドライブ行為』をおこなってはならない。

※『危険なドライブ行為』とは

- ①衝突をおこしたもの
- ②他のドライバーのコースアウトを強いるもの
- ③正当な追い越し行為を妨害するもの
- ④追い越し中のドライバーを不当な妨害をする行為を指し、その行為が『危険行為』と判断された場合は厳しく罰せられる。

第5条 リタイヤ(棄権)

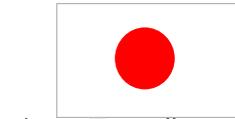
リタイヤの報告は原則としてドライバー、または参加代表者が行わなければならないが、やむを得ない場合オフィシャル(コース委員/ピット審判員)の判断でリタイヤと見なされる。この場合抗議は受け付けられない。

<p>第7章 予選とスターティング・グリッド</p>	<p>第1条 予選とスターティング・グリッド</p> <p>1. 1) ドライバーは公式車両検査に合格した車両で、公式通知に示されるタイムスケジュールによって行われる公式予選に必ず出場しなければならない。</p> <p>1. 2) 決勝レースのスターティング・グリッドは、公式予選正式結果の最小タイムの車両がポールポジションとし、公式通知に示されるスターティング・グリッド表に従って決勝レースのスターティング・グリッド(所定の位置)から発進しなければならない。</p>
<p>第8章 スタート</p>	<p>第1条 スタート前の遵守事項</p> <p>△ 1. 1) 出走前検査(スタート前チェック) ドライバーは公式通知に示させた時間までに所定の場所に集し車両とともに技術委員の出走前検査を受けなければならない。コースインは技術委員の許可とオフィシャルの指示誘導に従って行わなければならない。コースインクローズに間に合わなく、ダミーグリッドに整列できなかった車両は、ビットスタートとする。</p> <p>△ 1. 2) フォーメーションラップ フォーメーションラップにおいて、何らかの原因により発進が遅れた場合、走行中に前車を追い越すことは禁止する。フォーメーションラップ終了後、前車がグリッド上に停止した後、追い越しが許可され、本来のグリッドに整列することが出来る。 ただし、フォーメーションラップの発進が大幅に遅れ、セーフティカーに追い越された場合は、スタートは禁止とし、ビットスタートとする。上記に違反したドライバーには罰則が科せられる。</p> <p>△ 第2条 反則スタート</p> <p>2. 1) ドライバーはスタート前に、グリッド上の所定の位置に停止しなければならない。この場合の所定の位置とは、フロントタイヤがグリッドラインの内側にあることとする。違反した場合、罰則が適用される。</p> <p>2. 2) スタート合図がなされる前に所定の位置から発進したドライバーに対しては反則スタートとして罰則が適用される。スタート審判員による判定に対し抗議は受け付けられない。</p> <p>2. 3) 競技会における反則スタートの罰則は、ドライブスルーペナルティ、もしくはペナルティストップ、10秒以上が課せられる。ただし、当該レース中に前記ペナルティが出来ない場合は競技結果に1分加算する。</p>
<p>第9章 レース中の車両修理とビット作業</p>	<p>第1条 レース中の車両修理</p> <p>決勝レースおよび予選中の車両の修理、調整、部品交換などはその車両に積み込んである部品や工具、あるいはビットに準備してある部品と工具によって行わなければならない。</p> <p>第2条 燃料補給</p> <p>決勝レース中、競技中の車両に対する燃料補給は認められない。</p> <p>第3条 ビット作業</p> <p>3. 1) 競技中の車両がビットインしたとき、当該車両のメカニック(ビットクルー)は、自己のビット前の停車区域に出て作業できる。ビット作業の場合を除いて停車区域に入る事、部品や工具を停車区域に置くことは禁止される。</p> <p>3. 2) 停車区域に出て作業が許されるのは、当該車両の身分証を着用したメカニック5名までに限られる。</p> <p>第4条 ビットサイン</p> <p>ビットサインをおくるビットクルーは、1チーム2名に限定する。</p>
<p>第10章 レースの中断および再レース</p>	<p>第1条 レースの中断</p> <p>事故によりサーキットが閉鎖された場合、また天候、その他のレース継続が不可能になった場合、レースを中断する必要がある場合、競技長は赤旗または赤信号をコントロールライン上に於いて表示し、同時にすべてのオブザーション・ポストでも赤旗または赤信号が表示される。レース中断は大会審査委員会の承認を得て競技長にのみによって行われる。ただし緊急の場合における赤旗表示の決定は競技長によって行う事が出来る。この合図が出されたら全ての車両はすぐにレースを中断し、競技役員の指示に従って、ビットロードの走行車線に戻り待機すること。また予選の中断の場合についても、同様にビットロードに待機すること。</p> <p>第2条 再レース</p> <p>レースが中断された場合、競技長は大会審査委員と協議の上、レースを再開もしくは終了できる。</p>
<p>第11章 レース終了と順位の設定</p>	<p>第1条 レース終了と順位の設定</p> <p>1. 1) 優勝者は定められたレース距離(周回数)を最短時間で走行し終了した者。</p> <p>1. 2) 赤旗、中断等により、2パートで行われた場合、赤旗中断時の順位で再スタートし、第2パートの順位に基づき決定される。</p>

<p>第12章 抗議および罰則の適用</p>	<p>第1条 抗議の手続きと制限</p> <p>1. 1) 抗議を行うのが許されるのは、指名登録された参加者に限られる。</p> <p>2. 2) 抗議を行うときは、書面により抗議対象とする箇所、または内容を具体的に記載しなければならない。</p> <p>2. 3) 技術委員(車両検査委員)の判定に関する抗議は決定直後でなければならない。</p> <p>2. 4) 審判員の判定に対する抗議は受け付けられない。</p> <p>第2条 抗議の裁定</p> <p>大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者のみに口頭で通告された後で公式通知等で公表される。</p> <p>第3条 罰則の適用</p> <p>3. 1) 本規則、および公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、大会審査委員会が決定し、違反者に通告される。</p> <p>3. 2) 競技会で大会審査委員会が違反者に課す事ができる罰則は次の通りである。</p> <p>①訓戒、嚴重戒告(始末書提出)</p> <p>②競技結果に1分加算、同1周減算、失格または競技中にペナルティストップ10秒以上。</p> <p>③ドライブスルーペナルティ</p>																						
<p>第13章 オーガナイザーの権限</p>	<p>第1条 オーガナイザーの権限</p> <p>オーガナイザーは次の権限を有するものとする。</p> <p>1. 1) 参加申し込みの受付に際してその理由を示す事無く、参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。</p> <p>1. 2) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼布させることができる。</p> <p>1. 3) すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、放映、出版の権限を有し、その権限を第三者が使用する事を許可できる。</p> <p>1. 4) 車両改造に関する違反を行った、ドライバー、エントラント、チューニングショップは以後レースの出場を拒否される場合がある。</p>																						
<p>第14章 賞典</p>	<p>第1条 シリーズ賞</p> <p>AE86 DTCC</p> <table border="1" data-bbox="520 1240 860 1292"> <tr> <td>順位</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>#</td> </tr> <tr> <td>ポイント</td> <td>#</td> <td>#</td> <td>#</td> <td>#</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>シリーズチャンピオンは最多ポイントを獲得した者であるが、シリーズ終了時に同ポイントの場合は下記の要件によって決定される。</p> <p>①優勝回数。</p> <p>②優勝回数と同じ場合は、完走数。</p> <p>③優勝回数と完走数と同じ場合は、他の上位入賞順位によって決する。</p> <p>④優勝回数と完走数と他の上位入賞順位が同じ場合は、エントリー回数の多い者とする。</p>	順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	#	ポイント	#	#	#	#	8	6	4	3	2	1
順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	#													
ポイント	#	#	#	#	8	6	4	3	2	1													

旗 信 号

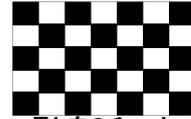
1. 競技長(あるいはその代理人)によって使用される旗信号



a) 国 旗
(通常) レーススタート



b) 赤 旗
レース競技の中止。ドライバーは直ちに速度を落とし、ピットレーン戻ること。追い越し禁止



c) 黒と白のチェッカー旗
競技終了



d) 黒 旗
提示を受けたドライバーは、次にピットエントリーに近づいた時にピットあるいは特別規則書等に指定された場所に停止する事。(ピットスルーの場合もある)



e) オレンジ色の円形のある黒旗
車両に機械的欠陥が生じている。提示を受けたドライバーは、次の周回時に自己のピットに停止する事。



f) 黒と白に斜めに2分割されたスポーツ精神に反する行為をしたドライバーに対する警告。1度だけ表示される。

2. オブザーベーションポストで使用される旗信号



a) 赤 旗
上記1. b)を参照。



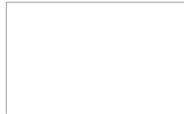
b) 黄 旗
コースわき、あるいはコース上に危険箇所あり。速度を落とせ。追い越し禁止。



c) 赤の縦縞のある黄旗
路面が滑りやすい。(オイル、砂、水など)



d) 青 旗
レース中、他の競技車両が接近し追い越しを行おうとしている。(通常振動表示される) ※予選中: 自分を追い越そうとしているより速い車両に進路を譲れ。



e) 白 旗
白旗表示区間に低速走行車両がある。



f) 緑 旗
コース区間が走行可能(クリア)である。追い越し禁止解除。予選、フォーメーションスタートの信号表示として使用する事もある。

DTCC・AE86ワンメイクレース特別規則 改定履歴

No.	改定項目	内容	改定日
1	第1章 総則 第3条 開催日および開催場所	2013年の開催日を記載	2013.4
2	第1章 総則 第4条 主催・運営、及び大会役員	主催・運営について明記	2013.4
3	第2章 参加者 第2条 ドライバー	DTCC団体スポーツ安全保険加入義務付け	2013.4
4	第2章 参加者 第3条 ピットクルー(メカニック)	DTCC団体スポーツ安全保険加入義務付け	2013.4
5	第3章 参加申し込み 第1条 参加申し込み	2013年の受付開始日と締切日を記載	2013.4
6	第3章 参加申し込み 第2条 参加料	エントリー費を変更(20,000円→24,000円)	2013.4
7	第1章 総則 第3条 開催日および開催場所	2014年の開催日を記載	2014.3
8	第3章 参加申し込み 第1条 参加申し込み	2014年の受付開始日と締切日を記載	2014.3
9	第4章 参加者の遵守事項 第1条 参加者の遵守事項	メカニック帯同を推奨	2014.3
10	第5章 レース車両に関する統一安全規定 および参加車両規定 第6条 牽引用穴あきブラケット	トーイングストラップタイプの牽引フックを追記	2014.3
11	第5章 レース車両に関する統一安全規定 および参加車両規定 第7条 ドライバーの装備品	装備品についてFIA公認製品を推奨	2014.3
12	第8章 スタート 第1条 スタート前の遵守事項	出走前検査(スタート前チェック)を追記	2014.3
13	第8章 スタート 第1条 スタート前の遵守事項	フォーメーションラップを追記	2014.3
14	第8章 スタート 第2条 反則スタート	グリッドラインの定義を追記	2014.3
15	第1章 総則 第3条 開催日および開催場所	2015年の開催日を記載	2015.3
16	第3章 参加申し込み 第1条 参加申し込み	2015年の受付開始日と締切日を記載	2015.3
17	第5章 レース車両に関する統一安全規定 および参加車両規定 第7条 ドライバーの装備品	装備品についてハンスを推奨	2015.3
18	第1章 総則 第3条 開催日および開催場所	2016年の開催日を記載	2016.5
19	第1章 総則 第5条 参加車輛	DT1/DT2のタイム規制によるクラス分け	2016.5
20	第3章 参加申し込み 第1条 参加申し込み	2016年の受付開始日と締切日を記載	2016.5
21	第3章 参加申し込み 第2条 参加料	参加料の改定	2016.5
22	第3章 参加申し込み 第3条 参加受理と参加拒否	参加受理の定義を入金確認に改定	2016.5
23	第1章 総則 第3条 開催日および開催場所	2017年の開催日を記載	2017.3
24	第3章 参加申し込み 第1条 参加申し込み	2017年の受付開始日と締切日を記載	2017.3

DTCC・AE86ワンメイクレース特別規則 改定履歴

No.	改定項目	内容	改定日
25	第1章 総則 第3条 開催日および開催場所	2018年の開催日を記載	2018.3
26	第3章 参加申し込み 第1条 参加申し込み	2018年の受付開始日と締切日を記載	2018.3
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			